

「日本年金機構端末設備(扶養親族等申告書用スキャナ)のリース及び保守業務等(令和8年2月～令和13年4月)一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について

令和7年6月

日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
1	調達仕様書 P6	1.6.3 留意事項 (7)	「政策の変更により、扶養スキャナの台数が変動する可能性があり、リース開始前であれば台数の契約変更に応じること。」とあります。仮に台数が大幅に減少する場合、附帯役務(保守報告等)、必要な体制、納品物等についても協議の上、変更になる場合があるという認識でよろしいでしょうか。	要件を見直し、調達仕様書「1.6.3 留意事項(7)(8)」は、削除いたします。
2	調達仕様書 P6	1.6.3 留意事項 (7)	「政策の変更により、扶養スキャナの台数が変動する可能性があり、リース開始前であれば台数の契約変更に応じること。」と記載がありますが、リース開始前の機器手配後(設置展開時)に変更依頼があった場合は対応できないと思いますので、台数の増加のみ対応可能として、減少は対象外としていただければと思います。	項番1を参照願います。
3	調達仕様書 P15	表 4.2.1.1成果物一覧 項番9 保守計画書	「保守計画書(検証機)」の納品期限が納品1カ月前とありますが、検証機の納品期限が3月末ですので、2/27の履行開始日が納品期限となります。作成期間の確保をお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
4	調達仕様書 P16	表 4.2.1.1成果物一覧 項番18 接続テスト仕様書	「接続テスト仕様書」の納品期限が接続テスト開始の1カ月前とありますが、別途全体概要スケジュールで、接続テスト開始が4月頭からとなっており、その1カ月前となると、2/27の履行開始日が納品期限となります。作成期間の確保をお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
5	調達仕様書 P27	5.3.3 情報セキュリティ管理グループ (2) 情報セキュリティ管理責任者	「①独立的立場から、情報セキュリティの遵守状況を管理するため、他の管理グループの管理者又は要員でないこと。」と記載がありますが、「情報セキュリティ管理責任者」は、他の管理グループ(プロジェクト管理グループ、品質管理グループ)の管理者又は要員との兼任が不可と理解しましたが、適宜(設計及び構築業務・保守業務)設ける「各作業グループ」の責任者又は要員との兼任は可能という理解でよろしいでしょうか。	「各作業グループ」の責任者又は要員」との兼任も不可となります。 誤解を招く表現であったため、調達仕様書「5.3.3(2)①」を下記のとおり修正いたします。 「独立的な立場から、情報セキュリティの遵守状況を管理するため、他の管理又は作業グループの管理者又は要員でないこと。」
6	要件定義書 P2	2.2.1 利用する機器数及び設置場所	「表2.2.1.2本機器を利用する端末台数(参考情報)」について、本番機のリース開始が8月(先行)と9月に分かれるため、51台の内訳としてそれぞれの台数を明記頂きたく考えております。	要件を見直し、8月(先行)と9月の内訳台数を本公示にて提示いたします。
7	要件定義書 P9	4.10.3 情報セキュリティ対策要件(1) 脆弱性対策の実施①	「本調達におけるすべての環境において第三者による脆弱性検査を実施し、その結果を機構に書面にて報告すること。なお、脆弱性検査ツールを用いる等により客観的なテストが可能であれば、受託者で実施することも可能とする。」とあります。スキャナは一般的にPC、サーバ等と同等の脆弱性リスクに該当する製品ではなく、通常、出荷に当たって脆弱性検査を実施することはありません。	要件定義書「4.10.3(1)①」に記載のとおり、脆弱性がないことの結果を機構に書面にて報告願います。
8	要件定義書 P11	4.10.4 情報システムセキュリティ要件 (1) システムの構築時における情報セキュリティ対策②(viii)	(viii) インターネットへのアクセスを禁止するための通信制御等の設定を行うこと。とありますが、これはあくまで、スキャナ自体にそういった機能が合った場合の話であって、制御端末でのインターネットアクセス制限設置等は端末設備等運用管理事業者様が行うものと理解すれば良いでしょうか。	ご認識のとおり、スキャナ(スキャナ管理ソフトウェア含む)からのインターネット通信を制御することを示しています。また、制御端末でのインターネットへのアクセスを禁止するための通信制御等の設定は、端末設備等運用管理事業者が行っております。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
9	要件定義書 P15	表 4.11.3.1 スキャナ要求仕様	「表4.11.3.1スキャナ要求仕様」について、項番6と7の間に以下の仕様を追記いただきたいことは可能でしょうか。 分類:画像処理 要件詳細:画像処理専用プロセッサをスキャナ本体に内蔵していること。また、必要に応じて画像処理をPC上のドライバ処理へ切り替えができること。	当該機能を必須要件とはいたしません、ご提案を妨げるものではありません。
10	要件定義書 P15	4.11.3 ハードウェア要件 表 4.11.3.1 スキャナ要求仕様 項番4トレイ積載量	「200枚以上搭載可能であること。」において、「300枚以上搭載可能であること。」の要求仕様に変更できますでしょうか。	要件定義書 表 4.11.3.1スキャナ要求仕様 項番4トレイ積載量に示すとおり、「200枚以上搭載可能であること。」が必須要件となりますが、ご提案を妨げるものではありません。
11	要件定義書 P15	4.11.3 ハードウェア要件 表 4.11.3.1 スキャナ要求仕様 項番4トレイ積載量	「200枚以上搭載可能であること。」において、「300枚以上搭載可能であること。」の要求仕様に変更できますでしょうか。	項番10を参照願います。
12	要件定義書 P15	表4.11.3.1 スキャナ要求仕様 項番17 質量(オプション含む)	「オプション等を含め、25kg以下であること。」において、「オプション等を含め、20kg以下であること。」の要求仕様に変更できますでしょうか。	要件定義書「表 4.11.3.1スキャナ要求仕様 項番17 質量(オプション含む)」に示すとおり、「オプション等を含め、25kg以下であること。」が必須要件となりますが、ご提案を妨げるものではありません。
13	要件定義書 P15	表4.11.4.1 スキャナ管理ソフトウェア要件 項番1 機能	「1.機能」について、「必要に応じて機能の有効化・無効化を設定できること。」とあるが、スキャン設定の部分を指定している認識で良いでしょうか。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
14	要件定義書 P15	表4.11.4.1 スキャナ管理ソフトウェア要件 項番3 エラー表示	以下の仕様を追記いただくことは可能でしょうか。 「スキャナエラー(ハードウェア、ソフトウェア)及びファイル転送に関するエラーを一元的に表示する機能を提供すること。」	当該機能を必須要件とはいたしません、ご提案を妨げるものではありません。
15	要件定義書 P15	表4.11.4.1 スキャナ管理ソフトウェア要件 項番4 セキュリティ	「4.セキュリティ」について、スキャン設定の部分を指している認識で良いでしょうか。	要件定義書「表 4.11.4.1スキャナ管理ソフトウェア要件 項番4 セキュリティ」は、スキャナ管理ソフトウェアの利用可能な機能を示しております。
16	要件定義書 P15	表4.11.4.1 スキャナ管理ソフトウェア要件 項番7 スキャンしたファイル名の命名	「7.スキャンしたファイル名の命名」について、処理時刻＝スキャンソフトの上でサーバへのファイル転送完了後に表示される完了ボタンを押下した時間となります。QRコードの文字列はQRコードの情報全て入力する認識で良いでしょうか。	ご認識のとおり、ファイル名の「QRコードに設定された文字列」はQRコードに記載されているすべての情報となります。
17	要件定義書 P17	表4.11.4.1 スキャナ管理ソフトウェア要件 項番22 ログ管理	「スキャナ管理ソフトウェアを使用して、以下の情報を含むログを一般的なファイル形式で出力可能なこと。」について、ログ上にはQRコード/バーコード認識結果は記録されないため、ご要件から削除いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、要件定義書「表 4.11.4.1スキャナ管理ソフトウェア要件 項番22」の対象の箇所は「スキャンの成功又は失敗がログ等にて確認できること。」に変更いたします。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
18	要件定義書 P17	表4.11.4.1 スキャナ管理ソフトウェア要件 項番22 ログ管理	「スキャナ管理ソフトウェアを使用して、以下の情報を含むログを一般的なファイル形式で出力可能なこと。」について、ログ上にはQRコード/バーコード認識結果は記録されないため、ご要件から削除いただけないでしょうか。	項番17を参照願います。
19	要件定義書 P19	4.11.6 機器搬入及び設置に係る要件 表 4.11.6.3役割分担 項番2	(2)設置・接続に係る要件の表4.11.6.3では、OAタップへの電源ケーブル接続は機構/端末運用等管理事業者様の役割とされていますが、図4.11.6.1では、受託者が対応する範囲とされています。どちらが正しいでしょうか。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示いたします。
20	要件定義書 P20	表4.11.7.2 項番7	表の題目が、設計および環境構築 となっており、スキャナ管理ソフトウェアについて受託者◎となっていますが、ここでのいう「環境構築」は「本番機のインストール・設定投入」とは別で、特に設計についての説明と考えてよろしいでしょうか。 ※役割分担表では本番機への設定投入が端末運用等管理事業者様が◎となっているため。	ご認識のとおり、環境構築とは、スキャナ管理ソフトウェアの設定及びインストール資材作成等についての説明になります。 また、関連事業者との役割分担表に記載のとおり、本番機(先行)及び本番機設置時の制御端末へのスキャナ管理ソフトウェアインストール等については、端末運用等管理事業者が実施します。
21	要件定義書 P21	4.12.3 テスト実施要件 (i) 初期動作確認テスト	(1)初期動作確認テスト(リースラベル貼り付けなど含む)は事前に受託者拠点で実施し、納入先では製品箱のまま保管場所へ納品とさせていただくことは可能でしょうか。	ご指摘を踏まえて、初期動作確認テストの実施場所について、要件定義書「4.12.3(1)」に下記要件を追加いたします。 「⑥初期動作確認テストは、機構の指定する場所にて実施すること。」
22	要件定義書 P23	4.12.3 テスト実施要件(5)留意事項②	②アプリケーション接続テストに必要な端末等機器、ツール等は、受託者の責任及び負担において準備し、作業終了後、速やかに撤去すること。 とありますが、アプリケーション接続テストの主体は(2)②から受託者ではないかと思われそうですが、間違いではないでしょうか。 間違いでない場合、必要な端末等機器、ツール等とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	ご認識のとおり、アプリケーション接続テストの主体は、検証機はアプリケーション保守等事業者、本番機(先行)及び本番機は統合運用管理事業者となります。 受託者はテストについて必要な支援を実施願います。 記載誤りのため、要件定義書「4.12.3(5)②」を削除いたします。
23	要件定義書 P24	4.13.3 設置に関わる要件 (2)③ (3)③	本番機(先行)および本番機について、 「業務上必要な設定が行われていることを確認するテストを実施し。」とありますが、業務上必要な設定は基本、スキャナ制御ソフトウェアで行われ、この場合、役割分担表では本番機への設定投入が端末運用等管理事業者様が◎となっていますので、これらの実施は端末運用等管理事業者様の理解です。認識齟齬ございませんでしょうか。	誤記載のため、要件定義書「4.13.3(2)③及び4.13.3(3)③」を下記のとおり修正いたします。 「受託者は、端末設備等運用管理事業者が実施する、業務上必要な設定が行われていることを確認する接続テストの問合せ対応等の支援を行うこと。 また、接続テスト開始前に「接続テスト仕様書」を作成し、機構の承認を得ること。」
24	要件定義書 P29	4.16.2 保守義務の要件(3)③(iv)	スキャンした画像データに対して、読取モード、解像度等の調整を依頼した際是对応することとありますが、これらは、スキャナ制御ソフトウェアの設定となります。ソフトウェアの設定の設計変更や適応手順は受託者の役割と理解しましたが、それらの設定の投入(手順に従った設定作業)は端末運用等管理事業者様の役割と理解していますが、認識齟齬ありませんでしょうか。	ご認識のとおり、スキャナ制御ソフトウェアの設定の設計変更等は受託者の役割で、手順に従った設定作業は端末運用等管理事業者の役割となります。 誤記載のため、要件定義書「4.16.2 保守義務の要件(3)③(iv)」を下記のとおり修正いたします。 「機構が本番業務中に扶養スキャナの読取モード、解像度等の調整を関連事業者に依頼した際は、問合せ対応等を行うこと。」